

移入種の防除に関する論点（第6回小委員会資料）及び主な委員意見

移入種の防除に関する論点（第6回小委員会資料）	主な委員意見
<p>1. 移入種による影響の判断</p> <p>(1) 防除実施に至る根拠 生物多様性の変質に対する移入種の影響程度を判断するために、必ず当該地域の詳細な調査や因果関係の究明を求めるのか。早期対応が必要な移入種対策の特徴から、傍証及び他地域の事例から科学的な検討を行って判断すればよいのではないか。</p> <p>(2) 防除による影響の検討 防除事業を行うことで、別の影響が生じるおそれはないか。あるいは、当該移入種が長期間存在している場合、既にその地域の生態系の構成要素となっているといえないか。</p> <p>2. 移入種対策の検討及び防除計画の策定</p> <p>(1) 意見の収集先 対策の内容や防除計画について、合意形成を図る範囲はどこまでか。意見を求めるのは地元関係者だけか、地域を問わず日本全国・世界各国とするのか。立場を超えて誰でも意見を言えることとするのか。</p> <p>(2) 情報提供のシステム 他地域の事例や効果的な防除技術など、参考とすべき情報を提供できるシステムが必要ではないか。</p> <p>3. 防除事業の実施</p> <p>(1) 実施者及び実施体制 防除事業の基本的な役割分担はどのように考えるべきか。ボランティアで参画される方々も位置づけを行うべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査には費用がかかり、行政が責任をもつ枠組みにしておかないと先に進まない。 ・ある県で防除事業を行っても隣県から侵入してきては意味がないので防除の必要性は全国レベルで議論すべき。 ・合意形成は多少強引でも早急にできるシステムを作らないと、議論している間に手遅れになる。 ・生物多様性への影響に最初に気づくのは研究者であり、機動力のあるNPO等も対応できるようにすべき。 ・民間、NPO、NGOが主体で動くと、行政の反応が鈍くなるのではないか。行政主体で行い、NGO等に手伝ってもらう形に整理すべき。

移入種の防除に関する論点（第6回小委員会資料）	主な委員意見
<p>(2) 駆除のあり方 動物について、捕獲した個体の処理をどうするのか。即座に殺処分して構わないのか。</p> <p>(3) 原因者の責任追求 防除事業を実施した場合、移入種が存在することとなった原因者の責任を追求できるのか。防除事業に要する経費を請求することは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防除の必要性を最も認めるのは研究者であり、必要性を認めた者が実施主体になるのなら研究者がやることとなる。防除で困るのは予算がないことなので、それについての措置が必要。 ・第8回小委員会でのヒアリングを踏まえて考えた方がよい。 ・環境汚染では汚染者がその除去に責任を果たすのが一般的で、移入種防除もそうではないのか。 ・生物多様性への影響の経済的な換算は、対策費用と考えてはどうか。 ・EUの環境損害に係る指令案を参考にしてはどうか。 ・過失責任が認められた者に対しては費用負担させるべきである。 ・過去に野放しだったものについて急に賠償を求められても困る。